平日朝夕割引の実施について
（法人ETCセディナカード）

1.平日朝夕割引（法人ETCセディナカード）の概要

①割引対象

法人ETCセディナカードを利用して、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕（6時～9時、17時～20時）の時間帯に、料金所を通過する全車種（最大100km相当分）

朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用されます。

※深夜割引又は休日割引が適用される走行は、平日朝夕割引の対象外（重複しない）
※朝、夕それぞれの2回目以降の走行は、平日朝夕割引の割引対象外
※アクアライン割引が適用されるご利用は、平日朝夕割引の割引対象外
※東京・大阪近郊のみのご利用は、平日朝夕割引の割引対象外
※新たな登録手続き（マイレージ登録等）は一切不要です。マイレージサービスは当組合が管理しております。

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び、一般有料道路（一部を除く※）
※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間）、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路
◇南阪奈道路及び八木山バイパスは、全国路線網と異なる独自のETC割引が適用されます

③割引率

・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定
・割引対象の利用額に割引を乗じ、無料走行分にて事後還元

月毎の利用回数	割引率（地方部）
1～4回	0%
5～9回	30%
10回以上	50%

④実施時期

平成26年4月1日（火）から実施

2.主な変更点（平成26年3月末まで実施していた通勤割引からの主な変更点）

	（新）平日朝夕割引（法人ETCセディナカード）	（旧）通勤割引
対象日	平日のみ ※休日は休日割引が適用（普通車以下）	全日
対象時間帯	6時～9時および17時～20時	6時～9時および17時～20時
割引の適用	割引対象となる月間利用回数に応じて適用 （料金所を通過時は通常料金を表示）	走行1回ごとに適用 （料金所通過時に割引後料金を表示）
割引方法	マイレージサービスの無料走行分として還元	割引額を差し引いて通行料金を請求

以下の区間（東京大阪近郊の区間）は割引対象外です